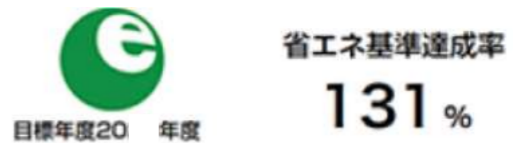


No	問	答	公開日
1	中小企業者の会社の定義を教えてください。	<p>会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律））を指します。</p> <p>また、次の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。</p> <p>（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）</p> <p>※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社以外）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）は、中小企業基本法第2条第1項に規定する「会社」に該当しないと解されることから、中小企業者に該当しません。</p>	2023年1月27日 2023年2月1日
2	中小企業者における1事業所とは、どのように考えたら良いですか。	<p>本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいいます。</p> <p>(1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。</p> <p>(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。</p> <p>すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものです。</p> <p>なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とします。</p> <p>また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則ですが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがあります。</p> <p>詳細は日本標準産業分類で定義されている事業所判断に基づき、各事業者において判断してください。</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000286955.pdf</p>	2023年1月27日
3	中小企業者としての事業と、福祉施設等の事業を両方実施している。このような場合、中小企業者で1申請、福祉施設等で申請をしてよいでしょうか。	<p>中小企業者として申請するのであれば、1事業者1事業所が限度ですので、それ以上の申請ができません。</p> <p>福祉施設等を運営する者として申請するのであれば、複数事業所の申請が可能となります。</p>	2023年1月27日
4	山梨県内で実質的に1年以上事業を実施していますが、補助金を用いて設備導入したい事業所は営業開始から1年未満です。この場合は補助対象になりますか。	<p>補助対象にはなりません。設備を導入しようとする事業所においても、1年以上の事業実施をしている必要があります。1年に満たない場合は補助対象外です。</p>	2023年1月27日
5	法人成りして1年未満ですが、個人事業主から法人化したものであり、実質的に1年以上の事業を行っています。事業内容や事業所も全く変わっていません。この場合は申請可能でしょうか。	<p>同一事業を同一事業所で実施していることが証明できれば、補助対象となる可能性があります。</p> <p>例えば、個人事業主と法人の代表が同一人物であること、個人事業主の債務や財産などを引き継いでいること等、書類上で同一であることが判断できれば、補助対象となる場合があります。</p>	2023年1月27日
6	中小事業者の申請について、1事業者で複数事業所を有する場合、1つの事業所で省エネ設備を導入し、別の事業所で再エネ設備を導入することは可能でしょうか。	<p>中小企業者の申請は、1事業者当たり1事業所までとしており、2事業所以上の申請はできません。1つの事業所のみ申請可能ですので、いずれか1事業所において、省エネ設備と再エネ設備を導入する場合が補助となります。別々の事業所にそれぞれ省エネ設備、再エネ設備を導入することはできません。</p>	2023年1月27日
7	省エネ設備について、例えばLED照明設備と高効率空調など、異なる設備を併せて申請することはできますか。	<p>申請可能です。</p>	2023年1月27日
8	事業計画書（添付様式第1-1号）の『7 事業効果』で記入する「既存設備の年間エネルギーコスト実績」及び「導入設備の年間エネルギーコスト削減見込額」の算出はどのようにしたら良いですか。	<p>事業所の実態に応じて、合理的な方法で算出してください。なお、算出にあたっては、次のことを参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気等の使用量：当該設備の稼働時間や消費電力等から算出する方法など ・電気料金等の単価：請求書等を利用し、請求額と電気等使用量から単価を算出する方法など <ul style="list-style-type: none"> ①既存設備は、過去1年間の請求書に基づく単価 ②導入設備は、直近（R4年12月など）の請求書に基づく単価 ・年間エネルギーコスト＝電気等使用量×単価 <p>※設備の更新前後において稼働条件は統一して計算してください。</p> <p>※事業所全体の電気等使用量（請求書等の実績値）と比較し、事業所全体に対する割合が適切か確認してください。</p> <p>※審査のため、算出根拠資料の提出を求める場合がありますので、求めに応じられるようご準備ください。</p>	2023年1月27日
9	事前着手届を提出したい場合は、いつ出せばよいですか。	<p>令和5年1月30日以降から、交付決定の前までに提出していただく必要があります。</p> <p>交付申請書と同時に提出するか、申請書を既に提出している場合は交付決定までに事前着手届を単独で提出してください。</p>	2023年1月27日
10	交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	<p>申請があった設備について省エネ効果等の審査を行ったうえで交付決定しますので、交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は、事前に変更承認申請書（様式第2号）を提出の上、再度審査を受けることとなります。審査によっては、変更を認めないこともあります。</p>	2023年1月27日
11	導入設備の耐用年数期間（処分制限期間）はどのようにして調べることができますか。	<p>処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）をご参照願います。</p> <p>（参考）https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015</p>	2023年1月27日
12	郵送ではなく、事務局や県庁への持ち込み等でも受け付け可能でしょうか。	<p>郵送以外の提出は受け付けておりません。必ず配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で提出してください。</p>	2023年1月27日
13	書類に不備があった場合は、どのようになりますか。	<p>提出書類に不足があった場合は、申請内容の確認及び審査ができないため、不交付の決定をする場合がありますので、チェックリストを利用して書類に不足がないように提出してください。</p> <p>また、補助対象設備の範囲、数量、金額等が不明確な場合は、相当額を減額した上で交付決定しますので、わかりやすいように関係資料に補助対象の範囲や数量等についてマーカーや注意書きの記入などととも、提出前に書類間の数量等の整合性を確認してください。</p>	2023年1月27日
14	既に契約や発注が済んでいるものは申請できますか。	<p>補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。ただし、事前着手届（様式第5号）を提出している場合は、この限りではありません。</p>	2023年1月27日
15	県税に未納がない旨の証明書はどこで取得できますか	<p>「県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明」の交付請求は、総合県税事務所、自動車税センター、地域県民センター総合窓口及び県庁税務課で行うことができます。</p> <p>なお、交付の際に、1件につき400円の収入証紙（交付手数料）が必要です。詳しくは、下記県税事務所ホームページを確認してください。</p> <p>【納税証明書の交付手続きについて】</p> <p>https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html</p>	2023年1月27日
16	県税に未納がない旨の証明書は、原本が必須ですか。	<p>原本が必要です。コピー不可です。</p>	2023年1月27日
17	配置図や平面図がない場合はどうしたらよいでしょうか。	<p>更新（新設）する設備の設置場所、箇所数、工事範囲など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるような図面を作成してください。</p>	2023年1月27日

No	問	答	公開日
18	省エネ設備の補助対象設備の要件である省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることについて、どのように確認したら良いですか。	<p>メーカーカタログ等に「省エネ法基準達成（※）」と記載があるものや、下のようなマークがあり、基準を達成した（100%以上）であることがわかるものが該当します。</p> <p>（※）メーカーによって表現が異なる場合があります。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	2023年1月27日
19	事業所の土地・建物を賃貸して事業を行っていますが、賃貸借契約書を作成していません。この場合、どのようにしたらよいでしょうか。	<p>賃貸借契約に変わるものを提出していただきます。</p> <p>記載例を掲載していますので、参考にしながら作成してください。</p> <p>例）個人Aから法人Aに借りているが、法人Aの代表が個人Aで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。</p>	2023年1月27日
20	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、設備設置等承諾書（添付様式第4号）と、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号）を提出してください。	2023年1月27日
21	除却（廃棄等）したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、除却したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	<p>申請者以外が作成した、除却したことがわかる書類を提出してください。</p> <p>例として、設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分（廃棄）証明書、最終処分したことがわかるマニフェストなどが考えられます。</p>	2023年1月27日
22	設備を新たに計上したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、新たに計上したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	<p>新たに計上したことがわかる書類として、取得財産管理台帳を作成・管理していただきますので、管理台帳を提出してください。</p> <p>取得財産管理台帳の様式は、本補助金のホームページ（https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene-2.html）の「【2次募集（中小企業者申請用）】補助金申請要領等」にExcel形式で掲載してあります。</p>	2023年1月27日
23	「事業完了」とはどのような状態なのか教えてください。	必要となる許認可等を受け、導入設備等を設置・検収の上、施工業者等に対して補助対象設備導入に係る経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。	2023年1月27日
24	実績報告書に添付する納品書は、発注・契約した工事施工業者以外の者の名称で作成・発行したもので良いですか。	契約書や請求書記載の工事施工業者とは異なる設備業者等の名称で作成・発行した納品書は、契約、納品、請求の関係性が把握できないため、受け付けできません。発注・契約した工事施工業者の名称で作成・発行した納品書を提出してください。また、発注書や契約書等と同様に、納品書には納品した設備や工事内容を明記してください。	2023年2月22日
25	支払い方法に注意点はありますか。	交付申請者自らが、現金払いまたは金融機関等による振込み払いの方法で施工業者に支払いが行われる場合が対象です。	2023年1月27日
26	実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合はありますか。	実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。	2023年1月27日
27	概算払いのスケジュールを教えてください。	概算払いを受けようとする日から1か月前までに、補助金概算払請求書（様式第7号）に必要書類を添付して事務局へ提出してください。	2023年1月27日
28	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障した等の理由で稼働していない設備との入れ替えは補助対象となりません。	2023年1月27日
29	補助事業者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品を補助対象として申請できますか。	補助対象外です。	2023年1月27日
30	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。	2023年1月27日
31	更新前後の設備の能力増減は求められますか。	設備の更新前後において設備の能力は同等であることが原則ですが、設備の更新前後において設備の能力を強化、又は低減、設備数を増加、又は減少させた場合でも、最終的にエネルギー使用量が減少する場合は、申請することができます。	2023年1月27日
32	店舗併用住宅に省エネ設備を導入する場合は、補助対象となりますか。	店舗併用住宅に省エネ設備を設置する場合は、業務用としてのみ使用することが明確に確認できる場合は補助対象とします。	2023年1月27日
33	高所にある既存水銀灯で、型番が不明である場合や、古い設備でカタログや仕様書がない場合はどうしたらよいでしょうか。	見積もりしたメーカー等に依頼し、古い設備と同等なものの仕様がわかるカタログ等の提供をお願いします。	2023年1月27日
34	内部に照明を設置した看板について、蛍光灯からLED化するものは補助対象ですか。	内照式看板は補助対象外です。	2023年1月27日
35	デスクスタンドをLED化するものは補助対象ですか。	建物等に設置するもので、つり下げ方、じか付け方、埋込み型及び壁付け方とするものが補助対象となります。デスクスタンドは補助対象外となります。	2023年1月27日
36	家庭用のエアコンを導入する場合は補助対象となりますか。	家庭用のエアコンを、業務の用に供する目的で使用する場合は、補助対象となります。例えば、旅館の個室に、家庭用のエアコンを導入して、業務の用に供する場合は対象となります。	2023年1月27日
37	電気式空調の更新を検討していますが、現在使用している空調は冷房専用の設備であり、暖房は別にガスヒーターを使用しています。冷房だけでなく、暖房機能もある電気式空調へ更新することは可能でしょうか。	<p>暖房は引き続きガスヒーターを使用する場合、暖房機能は既存のガスヒーターを活用することを明らかにした上で、冷房の電力消費量が減少することをお示しください。</p> <p>なお、冷房専用設備とガスヒーターを処分して、冷暖房の機能を有する電気式空調への更新は、補助対象外となります。（暖房機能部分について、ガス等を使用していた設備から電気を使用する設備への更新に該当するため、補助対象外）</p>	2023年1月27日
38	空調の更新について、仕様書やカタログを元に定格消費電力を比較すると、導入予定の設備は、既設設備よりも電気消費量が増加してしまっていますが、補助対象となりますか。	設備設置業者等に年間電気使用量のシミュレーションの作成を依頼し、電力消費量が減少することがわかる資料を提出してください。	2023年1月27日
39	灯油を使用するポイラを使っているが、業者に相談したところ、ガス式の方が省エネになると言われました。灯油から電気は補助対象外なのですが、灯油からガスへの変更は補助対象ですか。	<p>補助対象となります。</p> <p>灯油（L）とガス（m3）のエネルギー比較ができないため、設備設置業者等にエネルギー消費量のシミュレーションの作成を依頼し、エネルギー消費量が減少することがわかる資料を提出してください。</p> <p>例：熱量（GJ）に換算し、同一単位で比較する等。</p>	2023年1月27日
40	アパート経営をしており、賃貸する部屋に設置するエアコンの更新は補助対象ですか。	居住用スペースで事業者が当該エアコン稼働に係る電気代を負担していない場合は、補助対象外です。	2023年1月27日
41	最新機種のエアコンに更新予定ですが、2027年基準では省エネ基準達成率が100%未満です。1つ前の機種は2010年基準では100%を超えているので、最新機種はさらに省エネ効果があると思います。補助の条件である（2）省エネ基準（トップランナー基準）を達成している資料が出せないですが、補助対象になりますか。	<p>2027年基準で100%未満であっても、2010年基準で100%を超えている場合、補助対象となります。</p> <p>2010年基準で表記されているカタログや仕様書等がないか、メーカーにも確認してください。</p> <p>もしくは、省エネ型製品情報サイトにおいて、2027年基準のエアコンを、2010年換算した時の省エネ基準達成率に変換するサイトがあります。カテゴリから「エアコン」「エアコン2027」で検索し、該当設備がないか、確認してください。</p> <p>2010年基準で100%を超えていることがわかれば、（2）省エネ基準（トップランナー基準）を達成していると判断します。</p> <p>省エネ型製品情報サイト（https://seihinjyoho.go.jp/）</p>	2023年1月27日
42	店舗併用住宅に太陽光発電設備を導入する場合は、補助対象となるか。	店舗併用住宅に太陽光発電設備を設置する場合は、店舗部分とそれ以外の電力契約が明確に分かれており、発電した電力を店舗部分のみ（業務用のみ）で使用することが確認できる場合は補助対象とします。なお、申請時時点において、店舗部分とそれ以外の電力契約が分かれていない場合であっても、補助事業実施期間中に分け、事業完了時（実績報告書）に分かれていることが書面で確認できる場合は、補助対象となります。	2023年1月27日
43	既存の太陽光発電設備に蓄電池を設置する場合、補助対象となりますか。	<p>次の①、②のいずれかに該当する場合は、蓄電池の設置に係る部分だけは補助対象となります。</p> <p>①既存の太陽光発電設備が売電を行っていない場合</p> <p>②既存の太陽光発電設備が売電を行っているが、売電契約を解除し、自家消費型太陽光発電設備に切り替える場合</p>	2023年1月27日

No	問	答	公開日
44	既存の太陽光発電設備の更新は、どの設備まで対象となりますか。	パネルの更新が補助対象となりますので、パワーコンディショナー等の部品のみ更新は認められません。ただし、パネルの更新と一体でパワーコンディショナー等の他の部品を併せて更新する場合は、対象となります。	2023年1月27日
45	太陽光発電設備を設置するために整地が必要な場合は、どの程度まで補助対象となりますか。	補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。補助対象外となる例は、草刈り、そのままでは工事ができない土地の整地に係る費用、砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良工事の費用、残土の処理費用などです。	2023年1月27日
46	屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事は補助対象になりますか。	屋上に太陽光発電設備を設置する際の防水工事に要する費用は、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約50cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象経費となりません。	2023年1月27日
47	既存の太陽光発電の東京電力との契約が、春や秋の電力消費の比較的小さい時期に、東京電力に自動的に買い取ってもらえるような契約になっています。これに蓄電池を追加設置する場合、対象となりますか。	補助対象外です。東電との契約を解除して、逆潮流を防止する装置を備えること等、補助条件を満たすように変更契約等をするのであれば、補助対象になる可能性もあります。	2023年1月27日
48	ポータブル型の蓄電池は補助対象ですか。	補助対象外です。	2023年1月27日
49	太陽光発電設備について、処分制限期間内において、売電することは可能ですか。	売電はできません。売電をする場合は、申請要領に規定する目的外使用に該当するため、承認申請の上、補助金の返還等の手続きが必要となる場合があります。	2023年1月27日
50	自社の敷地や屋根などのスペースを貸し、所有や管理は他社が実施する太陽光発電設備（PPA）を導入したいのですが、補助対象です	申請者以外の者が所有者となる設備は補助対象となりません。補助対象事業所の敷地内に設置し、申請者自らが所有者となる太陽光発電設備及び蓄電池が補助対象となります。	2023年1月31日
51	太陽光パネルと一体型のカーポート(ソーラーカーポート)は補助対象ですか。	太陽光発電設備の補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。建屋、構築物、簡易建物等の取得に要する経費、設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用は補助対象外ですので、経費の内訳を明らかにしてください。	2023年2月1日